地域密着型特別養護老人ホーム ふじの 利用料金表 R6年6月~

●所得の状況に応じ負担区分の段階により負担軽減の対象となります

	対象者	区 分
世帯全員が 住民税非課税世帯	·生活保護受給者 ·老齢福祉年金受給者	利用者負担
	・本人の預貯金が1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下の方	第1段階
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階
	・本人の預貯金が650万円以下、夫婦で1,650万円以下の方	
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超え120万円以下の方	第3段階①
	・本人の預貯金が550万円以下、夫婦で1,550万円以下の方	おり以降①
	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超えの方	第3段階②
	・本人の預貯金が500万円以下、夫婦で1,500万円以下の方	
住民税課税世帯の方(障	[害者年金・遺族年金も収入対象)	第4段階

※世帯分離済においても、配偶者が課税されている場合は対象外。詳しくは、市の介護保険課へご相談下さい。

●利用料金

──────────────────────────────────────								
区分	介護サービス費		食費(日)	居住費(日)	月額合計(31日)			
	(1日の利用料金)	認定証			1割負担	2割負担	3割負担	
		1段階	300円	820円	60, 388円			
	1割: 828円	2段階	390円	820円	63, 178円			
	2割:1,656円	3段階①	650円	1, 310円	86, 428円			
	3割:2,484円	3段階②	1, 360円	1, 310円	108, 438円			
		4段階(基準額)	1, 445円	2, 006円	132, 649円	158, 317円	183, 985円	
		1段階	300円	820円	62, 651円			
要介護4	1割: 901円	2段階	390円	820円	65, 441円			
	2割:1,802円	3段階①	650円	1, 310円	88, 691円			
	3割:2,703円	3段階②	1, 360円	1, 310円	110, 701円			
		4段階(基準額)	1, 445円	2, 006円	134, 912円	162, 843円	190, 774円	
		1段階	300円	820円	64, 821円			
要介護5	1割: 971円	2段階	390円	820円	67, 611円			
	2割:1,942円	3段階①	650円	1, 310円	90, 861円			
	3割:2,913円	3段階②	1, 360円	1, 310円	112, 871円			
		4段階(基準額)	1, 445円	2, 006円	137, 082円	167, 183円	197, 284円	

●上記に加え、下記の加算分等を請求させて頂きます。

●上記に加え、ト記の加昇分寺を請水させて頂さます。						
加 算 名		1日あたりの料金			算 定 要 件	
		1割負担	2割負担	3割負担	异 化 安 叶	
日常生活継続支援加算(Ⅱ)		46円	92円	138円	新規入居者のうち要介護4·5の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上が65%以上、又は痰吸引が必要な入居者が15%以上、かつ介護福祉士有資格者が基準以上配置されている場合	
看護体制加算(Ⅱ)イ		23円	46円	69円	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置している。また、24 時間の連絡体制を確保している	
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ		46円	92円	138円	夜勤を行う職員数が、最低基準を1人以上上回っている場合	
個別機能訓練加算	(I)	12円	24円	36円	看護職員や介護職員、相談員等他職種と共同して、入居者 毎に個別機能訓練計画書を作成し、機能訓練を算定してい	
	(Ⅱ)	1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円	個別機能訓練加算(I)を算定し、個別機能訓練計画書等を 厚生労働省に提出し、有効な情報を活用した場合	
初期加算		30円	60円	90円	新規入居後30日間、また30日以上に渡る入院後に再入居された場合(再入居後30日間に限り)	
外泊時費用		246円	492円	738円	入院又は外泊時、月に6日間を限度で算定	
科学的介護推進体制加算(I)		1月につき	1月につき	1月につき	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の情報を	
		40円	80円	120円	厚生労働省に提出、施設サービス計画を見直す等必要な情報を活用している場合	
介護職員等処遇改善加算(I)		1月につき _{所定単位×} 140/1000	1月につき _{所定単位×} 140/1000×2	1月につき _{所定単位×} 140/1000×3	経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること、職場環境の更なる改善、見える化等	

※その他、医療費・理美容代・電化製品使用費(電気代)・行政手続き代行費・送迎費・日用品等の個人専有となるものについては、自己負担となります。

ものについては、日口貝担の	- なりより。
医療費	もりおか往診ホームケアクリニック受診料/トマト薬局代
理美容代	カット・顔剃り代 業者の価格
電化製品使用費	電化製品(テレビ・冷蔵庫・加湿器・電気毛布等)使用電力等計算し1日60円
外出時支援費用	事業所指定医療機関以外の通院や私的外出時における車輌移動時の添乗等、片道1,840円
お小遣い	活動の商店で日用品やおやつ等購入 5,000円程度
口座振替事務手数料	サービス種別毎に150円

●各種加算について(ふじのが算定要件に該当した場合、下記の加算を順次請求させて頂くことになります)

	CON	<u>`异疋安竹!</u> 	<u>- 談 ヨし/こり</u> 「日あたりの料金	<u> </u>	り加算を順次請求させて頂くことになります) 「
加算名		1割負担	2割負担	3割負担	算定要件
看護体制加算(I)イ		12円	24円	36円	常勤の看護師を1名以上配置している場合
夜勤職員配置加算(IV)イ		61円	122円	183円	夜勤を行う職員数が、最低基準を1人以上上回っており、かつ喀痰吸引等が出来る介護職員 を配置した場合
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)		1月につき 100円 200円	1月につき 200円 400円	1月につき 300円 600円	OT・PT・ST等が施設を訪問し、機能訓練指導員と共同して、入居者毎の計画書を作成し、計画的に機能訓練を行っている場合 個別機能訓練加算を算定している場合
個別機能訓練加算(Ⅲ)		1月につき 20円	1月につき 40円	1月につき 60円	個別機能訓練加算(Ⅱ)と口腔衛生管理加算及び栄養マネジメント強化加算を算定している場合
ADL維持加算	(I)	1月につき	1月につき	1月につき	(イ)施設利用期間が6ヶ月を超えるものが10人以上、(ロ)ADL値を測定し厚生労働省に提
八旦仁作]寸加异	(II)	30円 60円	60円 120円	90円 180円	出、(ハ)ADL利得値の平均が1以上である場合 (I)のイとロの要件を満たし、ADL利得値が3以上である場合
 若年性認知症者入所者受入加算		120円	240円	360円	若年性認知症入居者に対し個別に担当者を決め、担当者を中心にサービス提供を行っている 場合 専従の常勤医師を配置している場合
4 千 任 邮 从 是 日 八 川 日 文 八 加 升		25円 5円	50円 10円	15円	精神科医師による療養指導が月2回以上行われている場合
障害者生活支援体制加算	(I)	<u>26円</u> 41円	52円 82円	78円 123円	視覚障害者等が30/100以上おり、常勤1名障害者生活支援員を配置している (I)同様。視覚障害者等が50/100以上
外泊時在宅サービス利用費用		月6日を限度 560円	月6日を限度 1,120円	月6日を限度 1,680円	外泊時居宅サービスを提供する場合
退所時栄養情報連携加算		1月に1回を限度 70円			特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居者に、管理栄養士が 退所先の医療機関等に対し、栄養管理に関する情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算		1回を限度 200円	1回を限度 400円	1回を限度 600円	A院し再度入所後、施設の管理栄養士と病院の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合
退所前訪問相談援助加算 退所後訪問相談援助加算		1回を限度	1回を限度	1回を限度	(- 後日 人所期間が1月超える場合の退所について居宅を訪問し、相談援助を行った場合 退所後30日以内に居宅を訪問し相談援助を行った場合
<u>返所依訪问怕談援助加昇</u> 退所時相談援助加算		460円 1回を限度	920円 1回を限度	1回を限度	退所後のサービスについて相談援助を行い、かつ市町村や介護支援センターに入所者に係る
退所前連携加算		400円 1回を限度	800円 1回を限度	1,200円 1回を限度	情報を提供した場合 退所後サービスを利用する場合、入所者が希望する居宅介護支援事業所に対し情報を提供
退所時情報提供加算		500円 1回を限度	<u>1,000円</u> 1回を限度	<u>1,500円</u> 1回を限度	し、かつ居宅支援事業所と連携し、サービスに関する調整を行った場合 退所する医療機関に対し、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等を示す
	/ T \	250円 1月につき	500円 1月につき	750円 1月につき	情報を提供した場合 ①急変した場合医師又は看護職員が相談体制を常時確保している②高齢者施設から診療の
協力医療機関連携加算	(I)	100円 5円	200円 10円	300円 15円	求めがあった場合診療体制を管時確保している③入院体制を確保している (Ⅱ)以外 情報共有する会議を定期的に開催している
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(II /	11円	22円	33円	管理栄養士または栄養士を配置。他職種と共同して作成した栄養ケア計画に従い観察や調整を行う、栄養状態の情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
—————————————————————————————————————		28円	56円	84円	医師の指示に基づき多職種が共同し、経管から経口摂取を進めるための経口移行を進めるた
47 m 44+++n ##	(I)	1月につき	1月につき	1月につき	めの経口移行計画を作成し管理栄養士や看護職員による支援が行われた場合 摂食機能障害を有する入所者に対し、多職種が共同して食事の観察や会議等を行い、経口維
経口維持加算	(II)	400円 100円	800円 200円	1, 200円 300円	持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合 経口維持加算(1)を算定し、医師等が食事の観察や会議に参加した場合
1 1 1段 银 午 'e' 理 川 見	(I)	1月につき 90円 110円	1月につき 180円 220円	1月につき 270円 330円	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行う 歯科衛生士が介護職員に助言指導を行う、歯科衛生 ボイ 議職員の相談に応じた場合 (I)同様。 情報を厚生労働省に提出し、必要な譲歩を活用している場合
療養食加算	(II)	110円 1食につき	220円 1食につき	330円 1食につき	(I)同様。情報を厚生労働省に提出し、必要な譲歩を活用している場合 食事の提供が管理栄養士によって管理されている、入居者の状況によって適切な栄養量及び
		6円 1月につき	12円 1月につき	18円 1月につき	内容の食事が提供されている場合 透析を要する入居者で、家族や病院等が送迎困難である等やむを得ない事情があるものに対
特別通院送迎加算		594円 1回につき	1, 188円 1回につき	1,782円 1回につき	し、月に12回以上通院のため送迎を行った場合
	務時間外 朝∙夜間	325円 650円	650円 1,300円	975 	日中医師が通常の勤務時間外に施設を訪問診療し、診療理由を記録した場合 上記同様、早朝(6~8時)、夜間(18~22時)
	深夜	1, 300円	2,600円	3, 900円	上記同様、深夜(22時~翌6時)
在宅復帰支援機能加算		10円	20円	30円	在宅へ退所するにあたり家族と連絡調整を行う。入居者が希望する居宅支援事業所に対し必要な情報の提供と、居宅サービス利用の調整を行った場合
在宅•入所相互利用加算		40円	80円	120円	施設のケアマネは退所にあたり、心身の状況の情報を在宅のケアマネに提供しながら、互いに在宅生活の継続を支援した場合
認知症専門ケア加算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(I)	3円	6円	9円	介護必要な認知症者の占める割合が1/2以上、認知症に係る専門的な研修を終了し、チーム として認知症ケアを実践している、技術的指導会議を定期的に開催している場合
	(Ⅱ)	4円	8円	12円	(I)いずれも適合、研修終了者を1名配置し認知症ケアの指導を実施、介護・看護職員毎の 認知症ケアに関する研修計画を作成し研修を実施している場合
認知症チームケア推進加算	(I)	1月につき 150円	1月につき 300円	1月につき 450円	①介護必要な認知症者の占める割合が1/2以上 ②認知症に係る専門的場研修修了者を1名 配置しチームを組む、③チームケアを実施 ④カンファレンス開催、計画の見直しを行っている
ᄀᇷᄼᄼᆉ	(II)	120円 7日を限度	300円 240円 7日を限度	450円 360円 7日を限度	配置しチームを組む、③チームケアを実施、④かンファレス開催、計画の見直しを行っている。 (I)の①③④に適合、研修修了者を1名以上配置し、チームを組んでいる場合 医師が認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難で緊急に入所することが適当で
認知症行動・心理症状緊急対応加		200円 1月につき	400円 1月につき	600円 1月につき	あると判断した者が入所した場合 3ヶ月に1回評価し厚生労働省に提出し、必要な情報を活用、他職種が共同し褥瘡ケア計画を
撥浪 マインメント川早	(I)	13円 13円	・万につる 6円 26円	9円 39円	37月に「国計画に序王力調査」に提出し、必要な情報と活用、に地域性が表向し特温・7月間を 作成、記録、3ヶ月に1回禰着ケア計画を見している場合 (1)同様。褥瘡発生リスクがあるとされた人所者について褥瘡の発生がない場合
+	(I)	1月につき	1月につき	1月につき	適切な対応をすることで要介護状態の軽減が見込まれると判断した場合、多職種が共同し支
	(II) (III)	10円 15円 20円	20円 30円	30円 45円	援計画を作成し、支援を継続して行った場合 (I)。人所時と比較し改善し悪化がない、おむつを使用しなくなった場合
<u>:</u> 自立支援促進加算	(Ш)	1月につき	40円 1月につき	60円 1月につき	(Ⅰ)(Ⅱ)同様。 医師が入所者毎医学的評価をし厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している、他職種が
日立文版版建加昇 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		300円 1月につき	600円 1月につき	900円 1月につき	共同し支援計画を作成しケアを実施、3ヶ月に1回支援計画を見直している場合 科学的介護推進体制加算(I)に加え、疾病の状況等の情報を厚生労働省に提出している。
安全対策体制加算		50円 入所日に限り	100円 入所日に限り	150円 入所日に限り	施設サービス計画を見直す等必要な情報を活用していること 安全管理部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている、担当者が安全
	(T)	20円 1月につき	40円 1月につき	60円 1月につき	対策に係る外部研修をうけている場合 医療機関との間で新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保している。協力医療機関と連
1高阳有加改安徽朱刘束问上川县	(I)	10円	20円 10円	30円 20円	携し適切に対応している。医療機関が行う研修又は訓練を年に1回以上参加している。 3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている。
新興感染症等施設療養費(月5日を限度)		240円	480円	720円	感染症に感染した場合、相談や入院等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合
	(I)	1月につき	1月につき	1月につき	(Ⅱ)の要件を満たし、成果が確認されている。見守り機器等のテクノロジーを複数導入してい
生産性向上推進体制加算	(II)	<u>100円</u> 10円	<u>200円</u> 20円	300円 30円	る。職員間で役割分担の取り組みを行っている。1年に1回効果を示すデータの提供を行う 委員会の開催や改善活動を継続的に行っている。テクノロジーを1つ以上導入している。1年に
					1回効果を示すデータの提供を行っている 介護福祉士が80%以上、勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上の場合 介護職員のうち介護福祉士有資格者が60%以上
	(II) (II)	22円 18円 6円	44円 36円 12円	66円 54円 18円	介護福祉士が50%以上、常勤職員が75%以上、勤続年数7年以上の職員が30%以上
死亡日以前(上45日以下		72円	144円	216円	常勤看護師を1名以上配置し24時間連絡体制を確保。看取りの指針を定め家族に同意を得る。多職種協議の上、適宜指針の見直しを行う。看取りの研修を行っている。看取りを行う際
東で日気前4 死亡日気前4 看取り介護加算(I) 30日以下	4日以上	144円	288円	432円	は、個室や静養室の利用を配慮する
死亡日以前	2日又は	680円	1, 360円	2, 040円	
第日 死亡日		1, 280円	2, 560円	3, 840円	記墨佐林阪会加管の甘淮に訪业 手腕川入荘加管/1)の悪ルチ洪↓ ナ相へ
死亡日以前: 上45日以下		72円	144円	216円	配置医師緊急加算の基準に該当し、看取り介護加算(I)の要件を満たす場合
死亡日以前4 看取り介護加算(Ⅱ) <u>30日以下</u>		144円	288円	432円	
死亡日以前2 3月	2日又は	780円	1, 560円	2, 340円	
3月 死亡日		1, 580円	3, 160円	4, 740円	